

基本
目標 6

子育て子育てへの支援の充実

目黒区子ども条例は、子どもたちが、いきいきと、元気に過ごすことのできるまちを目指して、平成17年に制定されました。条例の趣旨に則り、子どもがいじめや虐待等の人権侵害から擁護され、子どもの参加や意見表明が自由にでき、自主性が尊重される社会となるよう「子育て」と「子育て」の視点から取り組んでいきます。

「子育て」の視点から、保健、医療、福祉、教育など様々な分野の連携を進めるとともに、地域の中で多世代交流の場を広げていくなど、安心して子どもを生み育てられる環境を整えていきます。また、保護者がそれぞれの状況に応じた子育てに関する悩みや不安等を相談できる場や孤立化を防ぎ保護者同士が交流できる環境を整備することで、子どもの成長に合わせた適切なサービスが受けられるよう取り組んでいきます。

「子育て」の視点から、子どもが安全に安心して過ごせる居場所づくりや気軽に相談できる身近な窓口などの整備を進めていくことで、子どもたちの健やかな成長を支援していきます。

施策一
覧

- 施策1 子どもの権利が尊重される環境の整備
- 施策2 妊娠期から青年期までの包括的な子育て家庭への支援
- 施策3 子どもの虐待を防止するための体制整備
- 施策4 多様な保育・教育の充実
- 施策5 子どもの安全な遊び場・放課後の居場所づくりの推進

施策1 子どもの権利が尊重される環境の整備

現状と課題

- ・区は、令和3年に策定した目黒区基本構想において、区政の運営方針の一つに「平和と人権・多様性の尊重」を掲げ、全ての人々が互いの人権を尊重し合う地域社会の実現を目指しています。子どもの権利の擁護を定める「目黒区子ども条例」は、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、平成17年に制定し、子どもが自らの意思で成長していく「子育て」を支えるまちの実現を目指して、子どもの参加や意見、自主性や権利が尊重される行政運営に努めているところです。
- ・平成20年に設置した「子どもの権利擁護委員制度」（めぐろ はあと ねっと）などにより子どもの不安や悩みを受け止め、児童虐待やいじめなどの子どもの権利侵害を予防・救済するための相談体制を整備してきました。
- ・令和3年4月には「東京都子ども基本条例」が制定され、東京都においても、子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、のびのびと健やかに育っていく環境の整備・取組が進められています。
- ・こども施策を総合的に推進するための新たな法律であるこども基本法が令和5年4月に施行されました。同法は、こどもの権利擁護とともに、こども施策の実施・策定・評価に対する、こどもの意見表明の機会創出についても定めています。

- ・区は、目黒区子ども条例の一層の普及・啓発とともに、子どもの権利尊重の意識向上に努め、子どもの人権に関する啓発や学習を深めることが求められています。そのためには、年齢に関わらず相互に交流する機会をつくることなどにより、お互いの理解を深め多様性を尊重すること、更にその輪を区全体に広げていくことが必要です。
- ・「子どもの権利擁護委員制度」の普及や啓発に努め、子どもが気軽に相談できるよう、更なる充実を図るとともに、一人ひとりの子どもに人権尊重の理念を定着させ、豊かな人間性と思いやりの心を育む人権教育の推進が求められています。
- ・あわせて、子どもの意見表明の機会を確保する仕組みを構築し、行政の各分野で子どもの参加する機会や場を提供していくことが必要です。

主な取組

■「子どもの権利擁護委員制度」の普及・啓発■

子どもの権利侵害に対応するため、子どもが気軽に相談できるよう、「子どもの権利擁護委員制度」の普及・啓発と充実を図ります。また、子どもの思いに応え、解決に向かえるよう、各関係機関との協力・連携を強化します。

■子ども条例の普及・啓発■

「目黒区子ども条例」の普及啓発のため、小学生低学年・高学年向けのパンフレットなどを作成・配布し、子どもたちの理解がより深まるような取組を行います。また、保護者や子どもに関わる周りの大人たちに対しても、子どもの権利の大切さについて理解を広めていくことにより、家庭や地域で子どもと誠実に向き合い、区の未来を担う子どもたちが、生き生きと過ごせるまちの実現を目指します。

■様々な活動への子どもの参加の推進■

子どもに係る施策の推進や施設の整備において、子どもの視点を取り入れることができるよう、子どもの参画の仕組みづくりを検討しその実現に取り組みます。参加の具体的方法を工夫し、より実効性のあるものに改善を図りながら進め、様々な活動への子どもの参加や意見表明の機会を確保していきます。あわせて、子どもの参加や意見を聴くことについて、大人の理解を深める啓発等を家庭、学校、地域の中で実施していきます。

【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	<p>子どもの権利擁護委員制度の普及・啓発</p> <p>「目黒区子ども条例」に基づき、子どもの権利擁護委員を設置。子ども本人やその関係者から相談を受け、救済の申立てや子どもの権利侵害について解決を図っていくことを周知するため、普及・啓発を行っていきます。 (子育て支援課)</p>	<p>・関係機関宛て啓発用チラシ・カード・ポスターの配布</p> <p>・区立小学校新2年生に啓発用定規、区立中学校生徒に啓発チラシを配布</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>・電話相談件数 159件</p> <p>・子どもの権利擁護委員との面談件数 12件</p> <p>・申し立て件数 3件</p>	・継続	・継続
継続	<p>子ども条例の普及・啓発</p> <p>子どもの人権施策を一層推進することにより、区の未来を担う子どもたちが、生き生きと元気に過ごせるまちの実現を目指します。 (子育て支援課)</p>	<p>・子ども条例のパンフレットを作成し、区内の小中学校、高校、幼稚園、保育園へ配布</p> <p>・子ども条例啓発カレンダーの作成</p>	・継続	・継続
継続	<p>子どもの意見表明の場の提供（キッズリポーター）</p> <p>子どもの意見表明の一環として、小学生が自ら関心があることや、地域情報等について取材し、区のポータルサイトに記事を掲載します。 (子育て支援課)</p>	<p>・区内在住の小学校4～6年生からキッズリポーターを公募し、地域に取材し記事を作成</p>	・継続	・継続

施策2 妊娠期から青年期までの包括的な子育て家庭への支援

現状と課題

- ・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育ての負担感や不安感、孤立感を覚える家庭は少なくありません。地域で安心して出産、子育てを行うためには、妊娠期から家庭の状況を把握し、出産、子育て期を通して必要な母子保健サービスと子育て支援サービスを分野横断的に組み合わせ、関係機関と連携しながら切れ目なく支援していくことが必要です。
- ・区では、このような子育て世代を包括的に支援する事業を進めており、子育てふれあいひろばの支援や、子育て総合相談窓口、出張講座・出張相談などの事業により、子育て家庭に寄り添いながら育児に関する不安や悩みに対応しています。子どもの養育や教育、経済面などで様々な課題を抱える家庭が増えていることから、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが穏やかに育つ環境の整備が求められています。

- ・さらに、子どもの育ちを支える地域共生社会※の実現に向けて、地域の活動団体や民間機関と連携した取組も必要となっています。
- ・児童館は、18歳までの全ての子どもを対象とし、「子どもの権利」を守り、遊びや活動を通して、心身ともに健やかに育成することを目的に様々な活動を行っています。子どもたちの生活に目を向け、保護者・地域と連携しながら、発達に応じた切れ目のない子育て・子育て支援を行うことが求められています。

主な取組

■ 母子保健と子育て支援との一体的な支援体制の構築 ■

保護者の育児に対する不安や負担感の強さ、地域や社会からの孤立を予防するために、母子保健サービスと子育て支援サービスを組み合わせ一体的に支援していきます。また、アウトリーチ※の推進やWEBによる相談の充実など、子育て家庭にとって安心して相談が出来るサポート体制を目指します。

■ 公民連携による相談支援体制の充実 ■

複雑化・複合化している子育て家庭が抱える課題の解決に向けて、子育て、保健、障害、福祉、教育などの各分野による包括的な相談支援体制の充実と、子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会※の連携強化を進め、子育て家庭を重層的に支援していきます。

加えて、児童館、保育所等の身近な相談機関、地域で活動する民生委員・児童委員※、主任児童委員、子育てグループ、団体等との連携構築を進め、子どもを地域ぐるみで見守り、育てる意識の醸成を図っていきます。

■ 母子保健台帳の電子化 ■

紙台帳による母子保健情報を電子化することにより、妊娠期から出産、子育て期の各ステージにおける母子の実情や乳幼児の発育・発達に関する情報の一元管理が可能となります。支援に関わる各専門職が情報を共有し、経過や実情を踏まえた適切な支援やサービスを迅速に提供します。また、将来的には子ども家庭支援センター※との情報の共有化を図り、組織横断的に迅速な支援を推進します。

■ 児童館による支援の充実 ■

子育て家庭に対して、様々な活動を提供し、地域の中で楽しく子育てができるよう支援します。子育て家庭が孤立しないように、親子関係、保護者同士の関係、家庭と地域との関係等に留意します。子育て交流の場や相談事業の充実を図り、子どもの虐待やいじめ等の予防・早期発見・早期対応に努めていきます。また、家庭状況や保護者と子どもの関係において気になる状況が生じた場合には、子ども家庭支援センター等関係機関と連携して適切に対応します。

■ 子育てふれあいひろばによる支援の充実 ■

子育て相談や地域の活動団体等の支援をし、地域に根ざした質の高い子育てふれあいひろばとしていくため、事業運営や活動形態、周知方法を検討し、更なる利用者の拡大を図ります。また、乳幼児とその保護者を対象に、子どもや親同士が知り合い、仲間作りをする場として事業を展開します。

■ 出張相談・出張講座の活用 ■

子育て家庭と直接出会う機会である出張相談・出張講座を活用し、育児に関する正しい知識と技術を

伝えていくとともに、子育て家庭の現状を把握し必要な支援体制の構築につなげていきます。

■ひとり親家庭の子どもへの支援■

ひとり親家庭の子どもに対して、貧困により「教育の機会」が失われることのないよう、学習支援などを行っていきます。

【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
新規 ・ 重点	こども家庭センターの設置 児童福祉法の改正を踏まえ、子ども家庭支援センターと子育て世代包括支援センター※との連携を強化し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関としてこども家庭センターを設置します。 (子ども家庭支援拠点整備課、各課)	・国による事業のガイドラインに基づく、実施体制等の検討	・令和7年度開設	継続
重点	母子保健・子育て支援の両面からの支援 専門職が妊娠・出産、子育てに関する相談に応じるとともに、医療や福祉などの関係機関が連携し、切れ目のない支援を行っていきます。また、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図っていきます。 (保健予防課、碑文谷保健センター、子育て支援課)	・ゆりかご・めぐろ(妊婦面接) ・伴走型相談支援 ・出産・子育て応援給付金 ・子育て世代包括支援センター関係機関連携会議の開催 ・子ども家庭支援センターとの連携強化	・継続 ・こども家庭センターの設置に向けた子ども家庭支援センターとの連携強化	・継続 ・関係機関との更なる連携強化
継続	利用者支援事業(基本型) 区在住の、18歳未満の子どもとその保護者等を対象に、子育て総合相談やほ・ねっとひろばの運営を行います。児童館や学童保育クラブ等への出張相談・講座といったアウトリーチ型の支援にも取り組み、適宜、関係機関とも連携しながら利用者への切れ目のない支援を行います。 (子育て支援課)	・新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインで事業を実施。中止していた、対面での事業再開に向けて、関係機関との検討、調整を実施	・対面での事業の完全再開。 ・オンラインによる事業を継続	・随時、事業内容を見直し利用者の利便性を向上させ、相談しやすい体制を構築していく。

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	地域子育て支援拠点事業 親子の遊び場や育児相談の場である子育てふれあいひろばの連携を進め、その機能を充実させます。 (子育て支援課)	・子育てふれあいひろばの支援・充実に向け、検討・調整を行っていく ・子育てふれあいひろば14か所。連絡会を年4回開催	・地域の状況に合わせて、子育てふれあいひろばの拡充を検討	・地域の状況に合わせて、子育てふれあいひろばの拡充を検討
継続	産前・産後の家事・育児支援 出産予定日の1か月前から産後の一定期間、支援ヘルパーを派遣し、育児・家事のサービスを提供します。 (子ども家庭支援センター)	・家事育児支援ヘルパー派遣	・継続	・継続
継続	児童館事業 18歳までの全ての子どもを対象とし、「子どもの権利」を守り、遊びや活動を通して、心身ともに健やかな育成を図ります。 (子育て支援課)	・運営：18か所	・運営：18か所	・運営：18か所
継続	ひとり親家庭の学習支援事業 児童扶養手当受給世帯又は所得がこれに相当するひとり親世帯の子どもを対象に、学習支援や、子どもの心に寄り添った生活支援を行います。 (子ども家庭支援センター)	2形態で実施 ・塾型（小学4年生～高校3年生） ・派遣型（小学4年生～中学3年生）	・継続	・継続

施策3 子どもの虐待を防止するための体制整備

現状と課題

- ・児童虐待通告の件数は平成2年度以降、全国的に増加しています。平成30年3月には、区内在住の5歳児が保護者の虐待により亡くなるという痛ましい事件が発生しました。翌年の平成31年4月に東京都子供への虐待の防止等に関する条例が施行され、令和元年6月には児童虐待防止法及び児童福祉法が改正されました。いずれも保護者から子どもへの体罰の禁止が規定されています。
- ・児童虐待の原因の一つとして、保護者の育児に対する不安や負担感、地域や社会からの孤立感が指摘されています。母子保健と子育て支援との一体的な支援及び児童相談所との連携強化により、虐待を未然に防ぐ迅速かつ効果的な支援を行うことが必要です。子どもを守る地域ネットワークのすそ野を広げ、見守りと気づきの連携によって子どもと家庭を地域で支えることのできる仕組みづくりが求められています。

主な取組

■ 要保護児童対策地域協議会※を中心とした関係機関及び地域との連携強化 ■

母子保健と子育て支援との一体的な支援体制を構築し、子育て家庭の孤立防止に向けた適切な支援につなげます。また、要保護児童対策地域協議会や地域で活動している団体等との連携を強化し、子どもを守る地域のネットワークの拡充を図ります。さらに、児童相談所設置に向けて、児童相談所サテライトオフィスを誘致し、東京都との連携強化を進めていきます。

■ 児童虐待防止に関わる職員の対応力強化 ■

児童相談所への定期的な職員派遣や児童相談所勤務経験者の採用により人材を確保し、児童虐待への対応力を強化します。また、関係機関職員向け研修の実施等により、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のためのスキルの向上を図っていきます。

■ 特に配慮が必要な家庭への支援の拡充 ■

特に支援が必要な家庭に対し、その家庭が抱える困りごとに寄り合い、関係機関との連携を図りながら支援に係るサービスを拡充し、虐待の未然防止に取り組みます。また、子どもや保護者への心理的ケアや親子関係改善プログラムの実施など、心理職による支援体制を充実します。

■ 社会的養育の推進、里親・養子縁組家庭への支援 ■

将来の社会的養育の担い手を増やすため、養育家庭体験発表会に加え、年間を通じた社会的養育の啓発を行います。また、児童相談所と連携し、里親・養子縁組家庭への支援を強化していきます。

■ 児童虐待防止の普及啓発 ■

保護者による子どもへの体罰等が禁止されていることや、子どもの目の前で夫婦げんかが虐待に当たることを啓発するとともに、子ども条例の周知などにより子どもが自身の権利に気付き、SOSを発信しやすい環境を整備します。区民向け虐待防止講演会等の充実による普及啓発や、関係機関との連携強化により、地域で取り組む児童虐待防止や早期発見について理解を深め、区全体で子どもを守る意識の醸成を図ります。

【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
重点	児童虐待防止対策の推進・連携強化 こども家庭センターを設置し、虐待の未然防止の強化を図るとともに、都児童相談所サテライトオフィスの誘致により、児童虐待への迅速性、機動性を持った対応を進めていきます。 (子ども家庭支援センター、各課)	・相談、虐待通報受付 ・関係機関との連携・協力	・こども家庭センター開設(令和7年度) ・児童相談所サテライトオフィス誘致(令和7年度)	・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	職員の対応力強化 複雑化、複合化する虐待案件への職員の対応力を強化するために、研修等を行います。 (子ども家庭支援センター)	・児童相談所設置に向けた勉強会の開催	・継続	・継続
継続	社会的養育の推進に係る関係機関との連携 児童相談所等関係機関と連携し、社会的養育の啓発を行っていきます。 (子ども家庭支援センター)	・里親制度相談会の児童相談所フォスタリング※機関との共催 ・養育家庭体験発表会の実施	・継続	・継続
継続	児童虐待防止の普及啓発 児童虐待の未然防止と早期発見についての普及啓発を行っていきます。 (子ども家庭支援センター)	・児童虐待防止講演会 ・パネル展 ・SNSを活用した相談等も記載した啓発グッズの配布	・継続	・継続

施策4 多様な保育・教育の充実

現状と課題

- ・父母ともに就労している家庭は子育て世代の半数を超え、家庭の環境も多様化しています。
- ・このような状況の中、子育てと仕事の両立を支援するとともに、保育園や幼稚園、こども園など、子どもを預ける施設を保護者の考えや希望で、自由に選択できる環境を整えることが必要です。
- ・区は令和2年4月に保育園の入園待機児童ゼロを達成しました。以降、待機児童ゼロの維持とともに、質の高い保育の提供に取り組んでいます。
- ・次元の異なる少子化対策の実現に向けて、国は、取り組むべき政策強化の基本的方向性を示しました。これを踏まえ、区として、時代に即した幼児教育・保育施設の在り方を検討する必要があります。
- ・充実した就学前教育を望む保護者のニーズを受けて、幼児教育の質の向上と振興が求められています。

主な取組

■一時保育事業の実施■

休養や通院・用事などの理由で、一時的に保育が必要な場合に保育施設で一時保育を、また保護者の病気や出産、家族の入院・看護などで保育が必要な際、保育施設で期間限定の緊急一時保育を行い保護者の育児の負担を軽減し、子育てが無理なくできるよう支援します。

■病児・病後児保育事業の実施■

保育園等に通っている保育の必要な乳幼児が「病気の回復期」にあつて、集団保育が困難な時期に、専

用施設で一時的に保育を行います。また、自宅でベビーシッターを利用した際の訪問型病児・病後児保育の費用の一部を助成し、病児・病後児保育事業サービスを整備・普及していきます。

■子育て支援、子育てひろばの拡充■

待機児童解消に伴い、今後は地域の子育て家庭を中心に遊び場の提供や子育て相談、子育て情報等の提供を積極的に行い、支援していきます。

■保育園の入園待機児童ゼロの維持■

年々増加する保育ニーズに対応するため、私立認可保育園等の整備を加速した結果、令和2年4月に待機児童ゼロを達成しました。今後も、計画的な定員管理と保育施設の安定した運営の両立を図りながら、待機児童ゼロを維持していきます。

■区立保育園の民営化及び老朽化対応■

今後も、多様な保育ニーズへの対応など課題解決の方策の一つとして、区立保育園の民営化を進めます。区立保育園として存続する園については、区全体の保育を向上させる中心として、更に質の高い子育て支援拠点としていくとともに、老朽化への対応を進めます。

■幼児教育の充実■

就学前施設において、「生きる力」の基礎を育む教育内容を充実させるとともに、小学校教育との円滑な接続を図ります。

■私立幼稚園への情報提供や相談対応の充実■

幼児教育の充実と振興及び質の向上を図るため、情報提供を行うとともに私立幼稚園が区に相談できる体制を確保します。

【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	地域子育て支援拠点事業（再掲） 親子の遊び場や育児相談の場である子育てふれあいひろばの連携を進め、その機能を充実させます。 (子育て支援課)	・子育てふれあいひろばの支援・充実に向け、検討・調整を行う ・子育てふれあいひろば14か所 ・連絡会を年4回開催	・地域の状況に合わせて、子育てふれあいひろばの拡充を検討	・地域の状況に合わせて、子育てふれあいひろばの拡充を検討
継続	保育園の入園待機児童ゼロの維持 保育園の待機児童が解消した後も、計画的な定員管理と保育施設の安定した運営の両立を図りながら、待機児童ゼロの維持を図ります。 (保育計画課)	・EBPM※（合理的根拠に基づく政策立案）を活用した保育需要予測モデルの構築	・保育需要予測に基づく保育施設の定員管理、定員の空き活用等の検討・実施	・保育需要予測に基づく保育施設の定員管理、定員の空き活用等の検討・実施

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
新規 ・ 重点	指導検査体制の充実・強化 区内保育所の保育サービスの質の向上と適正な運営を確保していくため、職員体制の充実、指導検査と巡回指導との適切な役割分担及び情報共有体制の確立、外部有識者の活用などにより、指導検査体制の充実・強化を図ります。 (保育計画課)	<ul style="list-style-type: none"> 区内私立認可保育所及び地域型保育施設を対象に指導検査（運営状況確認指導、集団指導、実地指導）を実施 公認会計士による指導検査（会計部門）への支援及び社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施 	・より効果的・効率的な指導検査の検討・実施	・より効果的・効率的な指導検査の検討・実施
継続	「ヒーローバス」運行事業 幼児専用車「ヒーローバス」を使って、保育園の子どもたちと保育士を近くの敷地の広い公園等へ送迎します。 (保育計画課)	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度からは3台で運行（令和5年度は夏季期間のみ1台増車） 区立園プールへの送迎事業を全区立園で実施 雨天等による当日中止に伴う乗車機会等の確保 	・予約方法の見直し、バス可動率の向上などによる園外活動の充実	・「ヒーローバス」の更なる活用方法について検討
継続	区立保育園の民営化 区立保育園の老朽化等の課題に対応するとともに、待機児童ゼロを維持し、保育の質の向上と多様な保育サービスの充実を図るため、区立保育園の民設民営化を進めます。 (保育計画課)	・令和4年3月に策定した「区立保育園の民営化に関する計画」に基づき、区立保育園の民設民営化を進める	・令和7年度：1か所	・令和10年度：2か所 ・時期未定：1か所
継続	一時保育（緊急一時保育・一時保育） 保護者の疾病やけが等により短期的に保育が必要な児童を保育園で保育します。また、家庭で育児に当たる保護者の負担を軽減するため、休養、通院等のために、保育園で日、時間単位で児童を預かります。 (保育課、保育計画課)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急一時保育：区立保育園16園 一時保育：認可保育所13園（一般型）、小規模保育所7園（余裕活用型） 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急一時保育：継続（区立園の減少等あり） 一時保育：認可保育所2園拡大、小規模保育所1園拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急一時保育：継続（区立園の減少等あり） 一時保育：継続
新規	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） 日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等のために、一時的な保育や共同保育を必要とする保護者が、助成要件を満たしたベビーシッターを利用する際の料金の一部を助成します。 (保育課、放課後子ども対策課)	・10月1日から対象児童の拡大を実施（0歳～満6歳になる年度の末日までの未就学児童→0歳～満9歳になる年度の末日までの児童）	・東京都における取り扱いや一時保育等の実施状況を考慮し、継続を検討	・東京都における取り扱いや一時保育等の実施状況を考慮し、継続を検討

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	指導・保育内容等の引継ぎ 小学校への円滑な接続を図るため、指導要録や保育要録を通して幼児期の子ども一人ひとりの育ちや指導上参考となる事柄を小学校へ引継ぎます。 (子育て支援課、保育課、学校運営課、教育指導課)	・指導要録や保育要録を通じた小学校へ引継ぎ	・継続	・継続
継続	小学校就学前教育研修 「生きる力」の基礎を育む幼児期の教育を充実させるため、就学前施設や区立小学校の保育士・教諭等を対象に、専門家を講師とした小学校就学前教育研修を実施し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を推進します。 (教育指導課)	・区立幼稚園・こども園・保育園、私立幼稚園・保育園、区立小学校の保育士・教諭等を対象として実施	・継続	・継続
継続	私立幼稚園への特別支援事業助成 支援が必要な幼児が私立幼稚園に安心して通えるよう私立幼稚園での職員配置、教員研究、設備関係にかかる費用を助成します。 (子育て支援課)	・心身障害児等が就園している私立幼稚園に対して、経費を補助 52名分(令和4年度)	・継続	・継続

施策5 子どもの安全な遊び場・放課後の居場所づくりの推進

現状と課題

- ・目黒区子ども条例では、大人は、子どもの身近な場所に、安全に安心して過ごすことができ、楽しく遊んだりできる「居場所」を確保し、子どもの主体性や社会性を育むとしています。
- ・区では放課後子ども総合プランを推進しており、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供するため、学童保育クラブ及びランランひろば[※]等を同一小学校内で実施する一体型を中心とした整備を進めています。
- ・全ての子どもが多様な居場所を選択できるようにするためには、地域の人々や団体等と情報共有や意見交換を行いながら、関係者間で連携を深め、事業を充実させていくことが必要です。
- ・さらに、地域社会全体で子どもを見守り育むことで地域の活性化を図り、地域の子育て力の向上を目指す必要があります。
- ・地域の子育て環境が複雑で多様化する中、子どもの居場所の確保と利用環境の充実が望まれており、保育の必要性の有無に関わらず、子どもの安全・安心な居場所づくりを促進していく必要があります。

主な取組

■ 放課後子ども総合プランの推進 ■

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な経験・活動を行うことができる居場所を提供するため、学童保育クラブ及びランランひろばを同一小学校内で実施する一体型を中心とした整備を進めます。

■ 児童館の機能・役割の検討 ■

全ての子どもが多様な居場所を選択できるよう、今後の児童館の機能・役割について検討を進めます。また、地域子育て支援拠点として、子育てに関する組織や人、地域とのつながりを強化し、子育て・子どもに関する相談支援などの充実を図ります。

【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
重点	放課後子ども総合プランの推進 小学校の校庭や体育館、特別教室等を活用し、子どもが放課後等に運営職員の見守りの中で、自主遊びや自主活動を行うことのできる居場所を提供します。 (放課後子ども対策課)	整備：6か所 運営：15か所	整備：1か所 運営：21か所	運営：22か所
継続	児童館事業（再掲） 18歳までの全ての子どもを対象とし、「子どもの権利」を守り、遊びや活動を通して、心身ともに健やかな育成を図ります。 (子育て支援課)	運営：18か所	運営：18か所	運営：18か所
継続	学童保育クラブ事業 区内在住又は在学の小学1年生から6年生までを対象とし、保護者の疾病又は就労等により、昼間家庭での保護・育成ができない家庭に、子どもの安全・安心な生活の場を確保し、子どもの生活と遊びを支援します。 (子育て支援課)	整備：1か所 運営：46か所	整備：1か所 運営：47か所	運営：48か所

基本
目標 7

健康で安心して暮らせる社会の推進

令和6年4月から始まる「健康日本21（第三次）」では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を基本ビジョンに掲げ、「誰一人取り残さない健康づくり」を展開していくとしています。

この方針に沿い、健康めぐろ21の基本理念である「健康寿命^{*}の延伸」と健康格差の縮小に向け、より実効性を持つ取組を推進していきます。

また、生活の拠点となる住宅や日常生活に欠かせない医療機関、営業施設などの衛生環境を保ちつつ、感染症を含めた健康危機管理体制や相談支援体制を強化します。多分野の関係団体と十分な情報共有と連携を図り、健康への不安を抱えることなく安心して暮らせる地域の実現を目指します。

施策一
覧

- 施策1 健康危機管理対策の充実
- 施策2 健康づくりの推進
- 施策3 地域保健医療体制の充実
- 施策4 安全で快適な生活環境の確保

施策1 健康危機管理対策の充実

現状と課題

- ・健康危機とは、「医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態」であり、自然災害やテロに起因するものも含まれます。
- ・令和元年12月に報告された新型コロナウイルス感染症は世界中に感染が拡大し、国民生活や経済活動など社会に重大な影響を及ぼしました。今般の新型コロナウイルス感染症の流行を経験する中で、新興感染症を含めた健康危機管理体制の強化が求められています。
- ・これまで保健所が行ってきたコロナ対応を踏まえ、区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症対策の一層の充実を図っています。
- ・食品については、平成30年6月に大幅な改正が行われた食品衛生法が令和3年6月1日に完全施行となりました。食をとりまく環境変化や国際化等に対応しつつ、食品の安全を確保するため、国や自治体間の連携協力や営業者による衛生管理の向上を図るとともに、実態に即した許可・届出制度や食品リコール情報の取組を進めています。
- ・また、近年の大地震や局所的な豪雨などの災害の増加により、災害時の医療救護体制の確保等も喫緊の課題となっています。災害発生時において、適切な医療を迅速に提供できるよう、平常時から各種マニュアルの整備や健康危機発生時を想定した組織体制の構築、関係機関と連携した訓練等による資質の向上などを推進しています。
- ・保健所は、地域における健康危機管理の拠点として、監視業務の強化や感染症等に関する正しい知識の普及啓発により健康危機を未然に防ぎ、区民の命と健康を守り、安心して社会生活が維持できるよう対策を進めることが一層求められています。

主な取組

■感染症への対応■

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の新興感染症の発生や流行拡大に迅速かつ適切に対処するため、区内医療機関等との一層の連携強化や、計画的な防疫活動、備蓄品の拡充など、感染症への備えを進めていきます。さらに、感染症の発生予防に向けた知識の普及啓発を行います。

また、近年梅毒患者が増加傾向にある現状を踏まえて、早期発見・早期治療に結びつくよう、性感染症を含む検査・相談を推進していきます。

令和4年の結核罹患率（人口10万対）は8.2であり、前年より1.0減少しており、日本は結核低まん延国の水準を継続しています。しかし、患者の大半を占める高齢者は、典型的な症状が乏しく、発見が遅れやすいことから、周囲に感染を拡げる恐れや重症化が懸念されます。また、外国出身の患者の割合も増加しています。内服治療に向けた支援や、患者本人のプライバシーに配慮した接触者健診の推進など、患者に寄り添った支援を行います。

■食品の安全・安心の確保■

食中毒をはじめ、飲食に起因する健康危機の発生を平常時から想定し、常に危機管理の意識を持って計画的に監視指導を実施し、食品の安全を確保します。

HACCP（ハサップ）※に沿った衛生管理の導入・定着を進めるために、食品等事業者の自主的衛生管理を支援する講習会等の衛生教育を行い、総合的な衛生管理の充実を図ります。

食品が多様化し、流通がますます複雑化していることから、区民に食品の安全に関する最新情報を正確に分かりやすく発信します。

■災害等への対応■

震災や豪雨などの自然災害のほか、犯罪、放射線事故、テロ事件などが発生し、多数の住民に健康被害が発生又は拡大する可能性がある場合に、迅速かつ的確に対応し、健康被害の拡大防止を行うことができるよう、平常時から関係機関との情報共有・連携確保を図ります。また、近年の大規模災害に伴う健康被害等を踏まえて、災害発生時の医療救護活動に係る体制整備や継続的な訓練を行います。

【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
重点	感染症予防計画等に基づく感染症の発生予防及び感染拡大防止 令和5年度に策定する予防計画等に基づき、総合的な予防対策・健康危機管理体制の確立に取り組みます。 (感染症対策課)	・医療機関等との連携 ・集団発生時における感染拡大防止対策の推進	・継続 ・医療従事者等との研修・訓練の実施 ・感染症に関する正しい知識の普及・啓発の実施	・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	エイズ・性感染症検査・相談 早期発見・早期治療に結びつくようHIV・梅毒等の検査・相談を実施します。 (感染症対策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回の通常検査 ・年2回の臨時検査 ・区民・学校等に対する普及・啓発の実施 	・継続	・継続
継続	結核予防対策の推進 結核の発生予防、患者の早期発見、まん延防止のための対策を推進します。接触者健診、結核患者の確実な内服治療による結核の治癒と服薬確認(DOTS)、療養相談、再発の早期発見のため管理検診等を実施し、結核罹患率の低下を目指します。 (感染症対策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の結核に関する特定感染症予防指針に基づき、普及啓発 ・患者管理 ・接触者健診 ・定期健診の受診勧奨及び実施状況の把握 ・予防接種(BCG)等の実施 	・継続	・継続
継続	高齢者の定期予防接種 毎年、接種対象者に予診票等を送付し、ホームページへの掲載、区内医療機関でのポスター掲示等により、適切な周知を図り、接種率向上に努めます。 (保健予防課)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者インフルエンザ予防接種 【対象者】65歳以上の区内在住者 ・高齢者用肺炎球菌予防接種 【対象者】65歳以上で5歳刻みの年齢となる区内在住者 (令和5年度まで) 【令和4年度実績】 <接種率> ・高齢者インフルエンザ 58.2% ・高齢者用肺炎球菌 41.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・各接種率の向上 ・高齢者肺炎球菌予防接種は、令和6年度以降65歳の区内在住者となる予定 	・各接種率の向上
重点	食品監視指導の充実 食品関係施設の監視指導を計画的に実施し、食品等による衛生上の危害発生を防止します。あわせて、HACCPに沿った衛生管理の導入・定着化を進めるため、技術的支援等を行います。 また、食中毒や違反食品発生時には、関係機関と連携して、原因究明、再発防止、違反食品排除等を速やかに実施します。 (生活衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒発生リスクの高い施設等への重点的監視指導の実施 ・食品表示(衛生・保健事項)の監視指導の実施 ・結果の公表 ・HACCPの具体的な導入手法を支援 ・食品衛生実務講習会の開催等 	・継続	・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	<p>食に関する普及・啓発</p> <p>区民に対し、正確な食品衛生知識の普及を図るため、食品の安全に関する最新情報を収集・提供します。また、シンポジウム・食品保健講座等を開催するなどリスクコミュニケーションに努めます。 (生活衛生課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムと講演会の開催 ・講師派遣 ・食品衛生月間事業 ・区報・区公式ウェブサイト等での発信、リーフレット等作成配布 	・継続	・継続
継続	<p>関係機関との連携・災害時医療体制の整備</p> <p>健康危機発生時に混乱なく的確な対応を行えるよう、平常時から警察、消防、医療機関及び関係団体による連携協力の強化及び情報交換を行います。 併せて、災害発生時には負傷者への応急処置を行うとともに病院機能を維持するため、関係機関との情報共有や、緊急医療救護所の資器材整備、訓練の実施、マニュアルの見直し等、災害発生時の医療救護活動に係る体制整備を行います。 (健康推進課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急医療救護所の設置等に係る協定締結 ・関係機関との連携 (健康危機管理連絡会、災害医療担当者連絡会) ・緊急医療救護所に必要な物品の維持管理 ・関係機関との訓練実施 ・災害対策マニュアルの整備 	・継続	・継続

施策2 健康づくりの推進

現状と課題

- ・健康づくりの考え方は時代によって内容が変遷してきましたが、現在、区では、「健康めぐろ21」において、健康寿命*の延伸を基本理念とし、生活習慣病*の発症予防と重症化予防の推進、生活習慣の改善、こころの健康、健康を支える環境整備、食育の推進などに取り組んでいます。
- ・今後、少子高齢化の進展や疾病構造の変化に対応して個人の健康づくりを推進していくためには、行政と関係機関等が連携し、健康づくり施策を総合的に進めていくことが重要です。
- ・また、母子保健においては、妊娠期から出産、子育てまで身近な地域で相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を充実し、「経済的支援」を一体的に実施する出産・子育て応援交付金事業が創設され、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援事業の拡大・充実が進められています。
- ・区では、ゆりかご・めぐろ事業(妊婦面接)や産後ケア事業などに取り組むほか、保健、医療、福祉、教育等の地域の関係者等と連絡調整を行う関係機関連携会議を設置するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでいます。今後、区として、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援を一体的に行う「こども家庭センター」の設置に取り組み、母子保健と児童福祉の連

携を強化することが求められています。

- ・本区は、区民の平均寿命や健康寿命が23区の中でも上位の水準にありますが、区民が生涯にわたり健康で活力あふれる生活が送れるよう、子どもから高齢者まで、ライフステージ※に応じた各種の健康施策を積極的に推進していくことが重要です。

主な取組

■生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進■

区民の死因別割合を見ると、がん、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病による死亡が全体の約半数を占めており、高齢化の進展に伴い、生活習慣病等の有病者の増加が見込まれています。

特に高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するとフレイル※状態になりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面のニーズを有しています。これまで医療保険分野と介護保険分野に分かれて実施してきた、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等の保健事業と介護予防事業の連携を図り、医療・介護双方のデータを活用して区健康課題を抽出した上で、一体的に高齢者を支援していきます。また、特定健康診査の対象でない若年層も、生活習慣病を中心とした疾病の早期発見・予防に繋げていく必要があります。

■食生活などの生活習慣の改善■

健康寿命を延伸し、人生100年時代に向けて健康で自立した生活を送るためには、食生活などの生活習慣の改善が重要です。健康的な食生活、適切な体重の維持管理などの望ましい栄養・食生活の実践や、日常的に取り組む身体活動量の増加について知識の普及・啓発を図るとともに、「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえる」ことを目標として、子どものむし歯予防や成人歯科健診などにより歯と口腔の健康づくりを推進していきます。

■親子の健康づくりの推進■

「子育て世代包括支援センター」では、ゆりかご・めぐろ事業（妊婦面接）や産後ケア事業のほか、身近な地域で一貫して相談支援を行う「伴走型相談支援」と出産育児用品等の購入費の一部を支援する「経済的支援」を一体的に実施します。

乳幼児健診では、引き続き、障害や疾病の有無や栄養状態の確認、口腔内の機能の発達や衛生に関する普及啓発を行うほか、児童虐待の兆候などの早期発見・早期対応に努めます。子ども家庭支援センター※との連携強化を図り、児童福祉と母子保健の一体的支援体制の整備を進めるなど、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充に取り組んでいきます。

■こころの健康■

現代は誰もがこころの不調を経験する時代と言われています。こころの不調で悩みや不安を抱えている人に対しては、早期に相談につながるよう、相談機会の充実を図り、適切な受診勧奨や治療継続の支援を行うことが必要です。

メンタルヘルスに関する支援が必要な人に対しては、精神疾患の正しい知識と理解に向けた普及啓発を行い、早期治療による重症化を予防し、地域での支援体制を充実させます。また、令和2年度から実施している「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※」の構築に向け、保健・医療・福祉の連携により、安心して自分らしい生活ができるよう、切れ目ない支援に向けて取り組めます。

【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
○生活習慣病の予防、生活習慣の改善				
継続	<p>目黒区特定健康診査の実施 健康管理や生活習慣の改善に関する正しい知識の普及を図るとともに、メタボリックシンドローム・生活習慣病等の予防や疾病の早期発見・早期治療に繋げるため、目黒区特定健康診査を実施します。 (健康推進課、国保年金課、生活福祉課)</p> <p>また、国民健康保険加入者及び生活保護受給者については、生活習慣病重症化予防のための保健指導を行います。 (国保年金課、生活福祉課)</p>	<p><対象者>40歳以上の国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者、生活保護受給者</p> <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目黒区特定健康診査受診率 44.9% 	・現況より上げる	・現況より上げる
継続	<p>生活習慣病重症化予防事業 生活習慣病の早期治療につなげるため、特定健康診査の結果から生活習慣の改善が必要な場合に、受診勧奨や保健指導を実施していきます。 (国保年金課、生活福祉課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・データヘルス計画に沿って実施(国民健康保険加入者) ・事業方針に沿って実施(生活保護受給者) 	・継続	・継続
継続	<p>がん検診 がん対策として、がん予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんについて科学的根拠に基づくがん検診を実施します。 (健康推進課)</p>	<p>【令和4年度実績】</p> <p><受診率></p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診 10.0% ・肺がん検診 17.0% ・大腸がん検診 35.4% ・子宮がん検診 28.8% ・乳がん検診 34.8% 	・現況より上げる	・現況より上げる
新規	<p>骨粗しょう症検診 早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防します。 (健康推進課)</p>	<p><対象者>40・45・50・55・60・65・70歳の区民(女性)</p>	・継続	・継続
新規	<p>高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施事業 健康診査・医療・介護サービスを利用していない、健康状態が不明である高齢者の健康状態を把握し、必要なサービスへつなげていきます。また、通いの場等において健康教育・健康相談を実施します。 (国保年金課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスクアプローチ 健康状態不明者の状態把握等 ・ポピュレーションアプローチ 通いの場等における健康教育等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスクアプローチ：継続 ・ポピュレーションアプローチ：健康教育・健康相談数を増やす 	・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	成人歯科健診 歯周疾患の早期発見と予防のため成人歯科健診を実施し、歯と口腔の健康づくりを支援していきます。 (健康推進課)	<対象者> 35・40・42・45・47・ 50・55・60・65・70・ 76歳の区民	・継続	・継続
継続	受動喫煙対策 健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙対策を推進します。 (健康推進課)	・飲食店等への受動喫煙対策の周知啓発 ・禁煙外来治療費助成金交付事業 ・リーフレットの配布等による情報の発信	・継続	・継続
○親子の健康づくり				
重点	母子保健・子育て支援の両面からの支援(再掲) 専門職が妊娠・出産、子育てに関する相談に応じるとともに、医療や福祉などの関係機関が連携し、切れ目のない支援を行っていきます。また、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図っていきます。 (保健予防課、碑文谷保健センター、子育て支援課)	・ゆりかご・めぐろ(妊婦面接) ・伴走型相談支援 ・出産・子育て応援給付金 ・子育て世代包括支援センター関係機関連携会議の開催 ・子ども家庭支援センターとの連携強化	・継続 ・子ども家庭センターの設置に向けた子ども家庭支援センターとの連携強化	・継続 ・関係機関との更なる連携強化
重点	産後ケア事業 育児不安や心身の不調があるなど、支援を必要とする産婦を対象に産後ケア事業を実施します。今後は、支援を必要とする全ての産婦が利用できるよう産後ケア事業の拡充など支援体制を強化します。 (保健予防課、碑文谷保健センター)	・産後ケア事業(訪問型・宿泊型・通所「集団」型)の実施 ・産後ケア事業(通所「個別」型)の検討	・継続 ・宿泊型施設の拡充及び通所「個別」型の実施	・継続 ・各産後ケア事業の実施
継続	普及・啓発事業 母子保健・歯科・栄養事業により知識の普及・啓発を行い、保護者同士の情報交換や交流を図り、健やかな子育てを支援します。 (保健予防課、碑文谷保健センター)	・交流会、懇談会、講座等の開催(妊娠期・乳幼児期) ・はじめての子育ての集い ・はじめての歯みがき練習 ・離乳食講座	・継続	・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	乳幼児健康診査・歯科健診・栄養相談 乳幼児健康診査時に、発育・発達状況及び疾病等の有無や食生活、養育状況を確認し、保健指導や正しい知識の普及啓発を図ります。 (保健予防課、碑文谷保健センター)	・乳幼児の月齢、年齢に応じた健康診査や育児相談を実施 ・歯科健診、歯科予防処置の実施 ・栄養個別相談の実施	・継続	・継続
継続	定期予防接種 接種対象者に予診票等を送付するとともに、制度について正しい情報を提供し、接種率の向上に努めます。 (保健予防課)	・子どもの月齢に応じて予診票等を個別発送 ・予防接種に関する相談等 ・制度についての普及・啓発、情報提供	・継続	・継続
継続	教育相談 区立小・中学校、幼稚園・こども園に在籍する幼児・児童・生徒及びその保護者を対象に学校生活上の課題解消のための心理的支援についてはスクールカウンセラーを、福祉的支援についてはスクールソーシャルワーカーを派遣して相談・支援事業を実施します。また、めぐろ学校サポートセンターにおいて区内在住・在学・園の幼児・児童・生徒及び18歳までのお子さん及びその保護者を対象に教育相談を実施します。 (教育支援課)	・スクールカウンセラーを区立小・中学校、幼稚園・こども園に派遣 ・教育相談の実施 ・スクールソーシャルワーカーを区立小・中学校、幼稚園・こども園に派遣	・継続	・継続
〇こころの健康				
重点	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(再掲) 精神障害のある人が安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を軸に、システムの構築を推進する各事業に取り組みます。 (保健予防課、碑文谷保健センター、障害者支援課)	・地域移行・地域定着に向けた支援の推進 ・目黒区精神保健医療福祉推進協議会の開催 ・アウトリーチ※支援事業の充実 ・措置入院者退院後支援事業の推進 ・普及啓発(精神保健講演会、ピアサポート※検討会等の実施)	・継続 ・アウトリーチ支援事業体制の見直し	・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	精神保健相談 誰もがこころの不調を訴える時代に、メンタルヘルスの相談に広く対応し、精神疾患の予防、早期発見治療及び再発の予防のために専門医・保健師、精神保健福祉士による相談を実施し、支援していきます。 (保健予防課、碑文谷保健センター)	・専門医による相談の実施 ・保健師、精神保健福祉士による相談の実施	・継続	・継続

施策3 地域保健医療体制の充実

現状と課題

- ・二次救急も含めた休日・夜間の診療体制の整備、在宅療養者への対応や、15歳未満の小児を対象とした夜間の初期救急等、子どもから高齢者まで誰もが地域で安心して医療を受けられる環境整備に取り組んでいます。
- ・少子高齢社会の進展や疾病構造の変化などから、年々増加する救急医療の需要に対応するとともに、かかりつけ医・かかりつけ薬局・かかりつけ歯科医の推進など、医師会・薬剤師会・歯科医師会・区内の医療機関や東京都と連携を図りながら、身近な地域で誰でも利用しやすい医療体制を整備していく必要があります。さらに、東京都保健医療計画で定める二次保健医療圏（区は、渋谷区・世田谷区とともに区西南部保健医療圏に属しています）における医療体制の確保に向けて、区内外の医療機関等との連携も必要です。
- ・効果的な治療法が確立されていない難病は、療養が長期に渡り、患者や家族の精神的・経済的な負担が大きくなるとともに、家族介護の負担も重くなっています。

区では、国や都が実施する医療費助成のほか、日常生活用具や居宅介護などのサービス給付、難病講演会やパーキンソン教室の開催、保健師等による療養相談等を行っています。医療費助成申請の際に、東京都や区の事業の案内を行っていますが、十分に認知されているとは言えず、利用促進に向けて更なる周知を図る必要があります。引き続き、国や都の動向を踏まえ、多岐にわたる難病患者のニーズに対応するため、支援体制の強化を図る必要があります。

主な取組

■ 休日診療体制の確保 ■

誰もがいつでも地域で安心して医療を受けられる環境を整えるため、休日診療所及び調剤薬局を運営するとともに、日曜・祝日・年末年始の歯科の急病に備え、休日応急歯科診療を実施します。

また、15歳未満の小児を対象とした平日・夜間の初期救急を確保するため、小児初期救急事業を実施します。

■ 障害者歯科診療事業の実施 ■

障害のある人の口腔保健の向上を目的として、障害者歯科診療所を運営します。

■ 難病等保健医療対策の充実 ■

難病患者やその家族に寄り添い療養相談を実施するとともに、難病患者同士が療養上の不安や悩みを分かち合い、情報交換を行うための集いの場やパーキンソン教室、難病講演会を開催し、知識の普及と理解促進に取り組みます。

また、医療費助成の手続きの機会などを捉え、難病患者が利用できるサービス等について積極的に周知を図ります。

【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	目黒区休日・準夜診療事業、休日・準夜調剤事業、目黒区休日歯科応急診療事業 主に軽度の救急患者を対象として、休日に診療・調剤・歯科診療を行うことができるよう診療体制の整備を推進します。 (健康推進課)	・休日診療所及び休日調剤薬局の開設(通年開設：区内2か所、11月～2月開設：1か所) ・休日歯科診療を輪番制で開設	・継続	・継続
継続	障害者歯科診療事業の実施 区内に在住、在勤もしくは在学する身体障害者手帳又は愛の手帳を持つ人を対象に、予防や治療などの歯科医療を提供します。 (健康推進課)	・障害者歯科診療所の開設	・継続	・継続
継続	目黒区平日夜間小児初期救急診療事業 入院を必要としない小児患者に対して、平日夜間の小児初期救急医療体制を確保し、患者の状態に応じた適切な救急医療を提供します。 (健康推進課)	・平日夜間小児初期救急診療事業の実施 (祝・休日を除く、月曜～金曜に実施)	・継続	・継続
継続	難病保健事業の充実 難病患者及びその家族の精神的・経済的、介護面の負担軽減を図るため、療養生活の支援や療養相談を実施します。 (保健予防課、碑文谷保健センター)	・患者とその家族を対象にパーキンソン教室、難病講演会、集いの場の実施 ・保健師等による療養相談を随時実施	・継続	・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	在宅療養のための地域資源の情報提供 (再掲) 在宅療養を必要とする人が住み慣れた地域で安心して在宅療養生活を送るため、地域の病院・診療所、歯科診療所、薬局、介護事業等の情報を提供します。 (福祉総合課)	・冊子版「在宅療養資源マップ」の配布 ・電子版「医療・介護資源情報システム」の運用	・継続	・継続 ・冊子版「在宅療養資源マップ」の改訂・配布

施策4 安全で快適な生活環境の確保

現状と課題

- ・区民が健康で安全、快適な生活を送るためには、生活の拠点となる住宅や利用する建築物、日常生活に欠かせない営業施設などが衛生的な環境でなければなりません。このため、建築物は計画段階から衛生的な指導を行い、貯水槽を有する水道設備や営業施設などには、検査や指導を行っています。また、ねずみや衛生害虫の駆除は感染症予防や危害防止の観点から、訪問指導、相談、講習会等により区民を支援しています。
- ・医薬品の安全確保については、多様な医薬品を患者が適正に服用するための情報提供と相談体制が不可欠であるため、引き続き薬局、医薬品販売業への検査や指導をしていかなければなりません。また、麻薬や覚醒剤等に似た成分を含んだ危険ドラッグは、国や都と連携して、区民への危険性の周知を行っていますが、更に広く伝えていく必要があります。医療相談窓口（コールセンター）では、診断や治療法、保険制度などを含めた一元的な相談、苦情対応を行っています。関係者間の情報共有を円滑にし、相談対応能力の向上を図っていくことが必要です。
- ・家庭での飼育動物は、愛玩動物から「家族」、「人生のパートナー」へと変化し、コロナ禍での在宅時間の増加に伴うペットブームの一方で、犬の鳴き声や糞尿の放置など多くの苦情が寄せられています。また、東日本大震災を契機とした、ペットの同行避難、被災動物対応への関心の高まりも受けて、区民に対するペットの適正飼養の啓発や災害に備えたペット防災の周知、備蓄品などの整備を進めています。
 - ・ペットトラブルや飼い主のいない猫への無責任な給餌などの動物に関わる課題の多くは地域社会に密着しているため、解決には地域で活動するボランティア団体への支援も必要です。さらに、災害時におけるペットの同行避難及び、被災動物の保護などを適切に行うため、関係機関等との連携を深める必要があります。

主な取組

■ 居住環境・生活環境の安全確保 ■

ねずみ・衛生害虫等の対策は、感染症予防等の観点からその発生を防止する環境づくりを中心に総合的

な防除を推進します。建築物事前協議制度に基づき建築物の衛生的な構造・設備の普及を図ります。

飲み水の安全、特に貯水槽水道の衛生的な管理の普及、東京都が推進している貯水槽を設けない給水方式の導入に向けた普及を図ります。

環境衛生関係営業施設等について、最新の知見を基に監視指導や感染症予防等に関する最新情報の提供及び自主管理体制の支援を行い衛生水準の維持向上を図ります。また、区民には、利用者の視点からの情報提供を行います。

■医薬品等の安全確保■

薬事関係施設に対し、医薬品等の適正管理について立入検査を実施するとともに、安全使用のための情報が患者等に十分提供されるよう、薬剤師や登録販売者の適正配置や医薬品のインターネット販売等について監視指導を実施します。

危険ドラッグに対しては、区の関係する課をはじめ、都や薬物乱用防止関係団体と連携し、その危険性について普及啓発を行っていきます。

医療相談窓口（コールセンター）をより効果的に活用するため、都や医療安全関係団体の研修参加、他機関との連携・協力を通じて情報収集を行い、区民からの医療に関する相談対応の充実を図ります。

■ペットの適正飼養及びペット防災の啓発■

ペットの適正飼育の普及、マナー啓発プレート等の配布など啓発事業を行い、飼い主の社会的責任やマナーの普及啓発を推進します。また、災害時のペットの同行避難及び被災動物の保護などを円滑に行うため飼い主の日頃からの備えについて普及啓発を図るとともに、備蓄品などの整備を行います。こうした災害対策について、関係機関、関係団体、地域等との連携・協力を努めます。

■狂犬病予防注射の注射率向上■

新型コロナウイルス感染症の影響を契機に、適正飼育の普及啓発のありかた、狂犬病予防週間における予防注射の実施方法を検討するとともに、未接種犬の飼い主に対する督促などを行いつつ、狂犬病予防注射の注射率の向上を図ります。

■飼い主のいない猫対策■

飼い主のいない猫対策の一環として、不妊・去勢手術の費用助成事業を推進するとともに、地域猫活動の普及啓発を図ります。

【主な事業】

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	居住環境の安全確保 区民が健康かつ安全で快適な生活を送るため、室内環境、貯水槽等の給水設備、レジオネラ症予防上、維持管理に注意が必要な設備等について衛生知識の普及及び指導を行います。 (生活衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> 区公式ウェブサイトによる普及啓発 区民からの相談の対応 	・継続	・継続

種別	事業名・事業概要 (担当課)	事業の実施状況 (令和5年度)	事業目標	
			前期 (6～8年度)	後期 (9～10年度)
継続	ねずみ・衛生害虫等防除対策の推進 公衆衛生の確保を目的に、蚊などの衛生害虫防除対策事業を推進します。また、区民から寄せられるねずみや衛生害虫等に関する相談に応じ、生態及び環境対策に主眼を置いた防除方法についての知識の普及を図ります。 (生活衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> 公共雨水枡等への蚊等の成長阻害剤の投入 区公式ウェブサイトによる普及啓発 区民からの相談の対応 	・継続	・継続
継続	営業施設等に対する監視指導体制の充実 環境衛生関係営業施設等（理・美容所、公衆浴場等）に対し、最新の知見を取り入れ、業種、形態に応じた衛生管理基準に基づき、重点的な監視指導を実施し、施設の衛生水準の向上を図ります。 (生活衛生課)	・年間事業計画に基づき監視を実施	・継続	・継続
継続	医薬品等の監視指導の実施 薬局や医薬品販売業に対し、医薬品等の適正管理について立入検査を行い、薬剤師等の適正配置や医薬品のインターネット販売について監視指導を行います。 (生活衛生課)	・薬局・医薬品販売業各施設に対し、計画的に立入検査を実施	・継続	・継続
継続	薬物乱用防止の推進 危険ドラッグを含む薬物の危険性について、東京都薬物乱用防止推進目黒地区協議会と区が連携し、様々な機会を捉え広く区民に普及・啓発を行っていきます。 (健康福祉計画課、生活衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止ポスター・標語の区内中学生への募集 区内小中学校での薬物乱用防止教室の開催 啓発グッズ等の配布 	・継続	・継続
継続	動物の適正飼育の普及啓発 動物に対する適正な飼育について、普及啓発を図ります。また、災害に備えて、被災したペットの飼育に必要な備蓄品等を整備します。 (生活衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> 犬の飼い方セミナー、動物愛護イベント開催 マナー啓発プレート配布 避難所運営訓練等での手引きの配布 	・継続	・継続
継続	狂犬病予防注射の注射率向上 狂犬病の予防について普及啓発を図るとともに、狂犬病予防注射の注射率向上を図ります。 (生活衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> 狂犬病予防週間を4月中1か月間実施 令和4年度未接種率 71.2% 	・現況より上げる	・現況より上げる